

## 1 1 児童相談所の強化等に向けた取組み

全国の児童相談所における児童虐待相談の対応件数は年々増加しており、平成 27 年度に初めて 10 万件を超え、令和 4 年度は 214,843 件で過去最多となりました。

全国では児童虐待による死亡事案も発生しており、深刻な社会問題となっていることを受け、国では、平成 30 年 12 月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」を策定し、令和 4 年度までに全国で児童福祉司 2,020 人程度、児童心理司を 790 人程度増員することを目標としました。

さらに、令和 4 年 12 月には、児童相談所及び市町村の体制強化を計画的に進め児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が策定（令和 5 年 12 月及び令和 6 年 12 月に一部改定）され、令和 5 年度から令和 8 年度にかけて児童相談所の児童福祉司及び児童心理司の更なる増員を図ることとされております。

本県では、児童虐待と認定された件数は令和元年度に過去最多となる 847 件を記録して以降 600 件を超える高い水準で推移しており、令和 5 年度には 869 件となり過去最多を更新しています。また、虐待件数の増加とともに、こどもや家庭が抱える問題が複雑化していることから、これまで以上にこどもや家庭に寄り添った支援が必要になっています。

こうした背景を踏まえ、本県では、児童相談所の更なる専門性の向上と体制強化を図るとともに、市町村をはじめとした関係機関との連携強化に取り組めます。

### (1) 中核市の児童相談所設置に向けた取組み

#### ■現状

- ・本県では、平成 31 年 4 月に山形市が中核市に移行しています。山形市は人口規模が最も多く、児童虐待への対応件数も最も多くなる状況にあり、児童相談所と連携し対応しています。

#### ■課題

- ・現時点で、中核市における児童相談所設置について具体的な検討はなされていませんが児童虐待通告件数や通告に占める虐待の認定件数が増加していることから、児童相談所と中核市としての山形市との役割分担と更なる連携強化が必要です。

#### ■今後の取組みの方向性

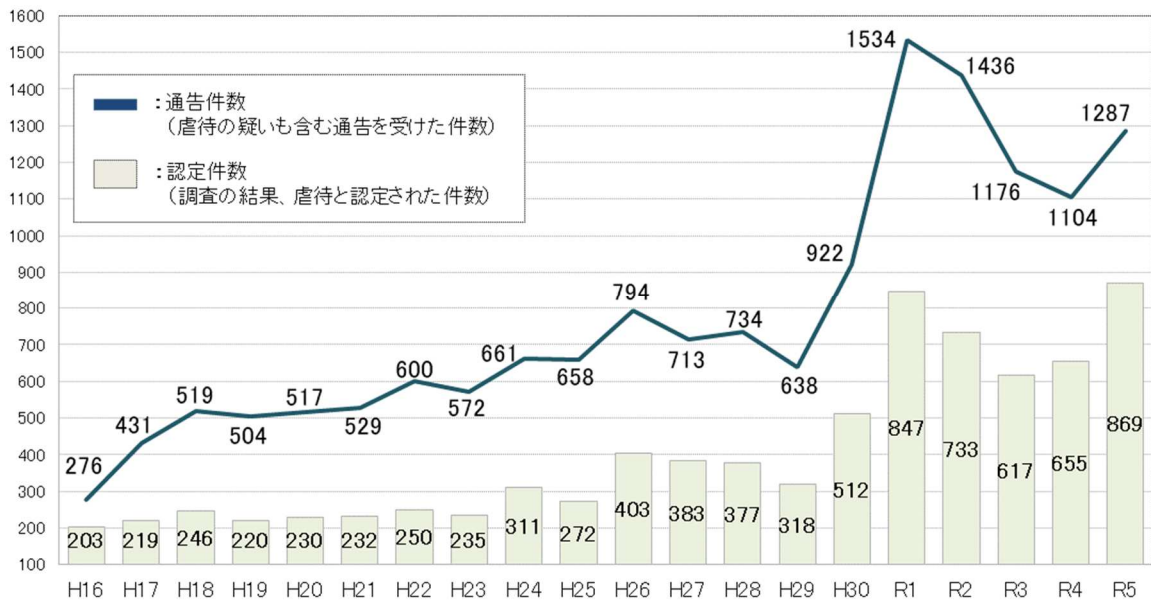
- ・中核市の児童相談所設置については、山形市の意向を確認しながら必要な支援を行っていきます。
- ・児童相談所と中核市を含めた市町村が、それぞれが持つ機能や役割を踏まえ事案の緊急性や専門性に応じた対応ができるよう、連携に向けた対応方針の検討や共通認識を深めるため合同研修等を行い、更なる連携強化に取り組めます。

## (2) 都道府県(児童相談所)における人材確保・育成、児童相談所設置等の取組み

### ■現状

- ・本県の児童虐待(疑いを含む)の通告件数と、そのうち市町村や児童相談所において虐待と認定された件数は長期的に増加しており、令和5年度の認定件数は、過去最多となる869件となっています。
- ・背景として、県民の児童虐待に対する認知度と通告に対する意識が高まっていること、警察、学校、保育所、医療機関等との連携がより密になり、児童虐待又は虐待が疑われる事案が適切に通告されるようになってきたことなどが考えられます。

<図表11-1> 本県における児童虐待通告・認定件数の推移(子ども家庭福祉課調べ)



- ・こうした虐待通告・認定件数の増加に対応するため、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」、改正児童福祉法及び政令で定められた基準を踏まえ、児童相談所の専門職(児童福祉司、児童心理司)を計画的に増員してきています。

<図表11-2> 児童相談所における専門職の配置数(各年度4月1日現在)

年 度	H31	R6	配置基準
児童福祉司	29人	41人	40人
児童心理司	8人	19人	19人

- ・また、児童相談所職員の専門性を高めるため、児童福祉司として任用する前と任用後に義務付けられている専門研修の実施や指導的役割を担う児童福祉司(スーパーバイザー)の養成研修への派遣、職務に応じた専門研修への派遣などを実施しています。
- ・若手職員に対しては、若手職員が中堅職員等とチームを組んで対応する地域担当制の実施などによりサポート及び人材育成を図っています。
- ・市町村や里親への支援体制の強化のため、市町村支援担当児童福祉司及び里親支援担当児童福祉司を配置しています。

- ・その他の専門職として、各児童相談所に医師(非常勤)及び保健師(常勤)を配置しています。弁護士は非常勤専門職として中央児童相談所に配置していますが、庄内児童相談所との連携・協力も可能となっており、常勤配置に準ずる措置を講じています。
- ・児童虐待への対応には警察との連携が重要となることから、平成30年12月に「児童相談所と警察の情報共有の強化に関する合意書」を締結し、児童虐待に係る情報共有の徹底を図っています。また、中央児童相談所には現職警察官が人事交流により配置されており、警察との連携体制の強化を図っています。
- ・DVと児童虐待は密接に関連していることから、DV防止対策と児童虐待防止対策を一体として取り組むことが重要となりますが、中央児童相談所と女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)が福祉相談センターとして一体となっており、連携がとりやすい体制となっています。
- ・児童相談所の職員が子どもや家庭と向き合い、より細やかな支援に注力できるよう、児童相談所のDX化を推進し、業務の効率化と対応の迅速化により児童相談所の体制強化を図るため、令和4年度から令和5年度にかけ「児童相談所業務支援システム」と「AI音声認識機能」を一体的に運用する「AI機能一体型児童相談所業務支援システム」を導入し令和6年度から本格稼働しています。

#### ■課題

- ・計画的な職員の新規採用による増員を行ってきましたが、経験の浅い若手職員の数が増えており人材育成が必要となっています。また、若手職員への教育・指導を行うことができる職員(スーパーバイザー)の育成も課題となっています。
- ・令和4年の児童福祉法改正により、一時保護の適正性や手続の透明性の確保のため一時保護開始時の司法審査が導入(令和7年6月1日施行)されることとなり、従来以上に児童相談所が担う司法手続が拡大されることから、児童相談所の法的対応体制の強化が必要となります。

#### ■今後の取組みの方向性

- ・引き続き、若手職員が中堅職員等とチームを組んで対応する地域担当制の実施などにより若手職員の育成を図っていくとともに、併せてスーパーバイザー養成研修への積極的な派遣などにより指導的役割を担う児童福祉司の育成に努め、組織全体としての人材育成に取り組んでいきます。
- ・令和7年度以降の児童相談所における法的対応業務の増大を見据え、児童相談所に配置している弁護士(非常勤)の勤務体制の見直しなどにより、児童相談所職員が司法的な調整や援助を受けることができる体制を整備し、法的対応機能の強化を図ります。

<評価指標>

項目 (「★」は年度ごとの整備目標を設定)		目標・評価の視点					
		現状(R6)	R7	R8	R9	R10	R11
児童相談所の管轄人口★		—	令和2年国勢調査では、管内人口は、中央:804,623人(村山531,855人、最上70,922人、置賜201,846人)、庄内:263,404人。児童相談所の所管区域の人口は、概ね50万人(20万人～100万人の範囲内)が目安とされており、本県では最上駐在、置賜駐在の設置もあり、設置基準を満たしている。				
第三者評価を実施している児童相談所数★とその割合(分母:管内の全児童相談所数)	相談所数★	—	児童相談所の質の確保・専門性の向上を図るため、積極的な導入を検討				
	割合	—					
児童福祉司、児童心理司の配置数★(定数ベース) [R6.4.1]	児童福祉司	41人	41人	41人	41人	41人	41人
	児童心理司	19人	19人	19人	19人	19人	19人
市町村支援児童福祉司の配置数★ [R6.4.1]		2人	2人	2人	2人	2人	2人
児童福祉司スーパーバイザーの配置数★ [R6.4.1]		10人	10人	10人	10人	10人	10人
医師の配置数★ [R6.4.1]	常勤	—	—	—	—	—	—
	非常勤	3人	3人	3人	3人	3人	3人
保健師の配置数★ [R6.4.1]		2人	2人	2人	2人	2人	2人
弁護士の配置数★ [R6.4.1]	常勤	—	現在の勤務体制(非常勤)の見直しを含めた体制強化を検討				
	非常勤	1人					
こども家庭福祉行政に携わる都道府県(児童相談所)職員における研修(児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等)の受講者数★		10人	10人	10人	10人	10人	10人
専門職採用者数(割合)[R6.4.1] (児童福祉司・児童心理司・医師・保健師・弁護士の配置計画に対する実際の配置状況)		100%	100%	100%	100%	100%	100%